

定例監査の結果

1 監査の期間

平成29年 1月 5日から平成29年 2月 3日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部福祉課、長寿課及び看護専門学校

(2) 対象期間

平成28年 4月 1日から平成28年11月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 福祉課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 委託契約の締結伺いに仕様書があるにもかかわらず、契約書に仕様書が添付されていないものがあった。

(イ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

イ 公印の使用において、押印の必要のない文書に押印をしているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

ウ 支援相談員配置経費委託金について、交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

エ 職員の時間外勤務手当の支給事務で、勤務時間の算定誤りにより支払額を誤って支払っていた。支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務をされたい。

オ 臨時職員の賃金の支給事務において決裁処理がされていなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

カ 協定書の締結伺いについて、決裁区分を誤っているものがあった。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

(2) 長寿課

- ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。
- (ア) 業務委託契約において、契約期間が年度を跨いでいるものがあった。会計年度独立の原則により適正な事務処理をされたい。
- (イ) 予定価格を決裁しているものがあった。
- (ウ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものが散見された。
- (エ) 契約締結伺いにおいて、契約保証金に関する事項や1者随意契約の正当な理由の記載のないものがあった。
- イ 西尾市住宅用火災警報器設置支援事業において、支援決定の都度、1業者にのみ設置依頼をしていた。業務委託契約を締結する等、適切な事務処理をされたい。
- ウ 臨時職員の賃金の支給事務において決裁処理がされていなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(3) 看護専門学校

- ア 公印の使用について、公印使用簿の公印管守責任者印欄等の押印をまとめて処理していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。